

相続税の非課税枠の種類と非課税財産

1. 相続税の非課税枠及び税額控除

- ①基礎控除 法定相続人の人数に応じた金額を相続財産から控除できます。
 基礎控除額 = 3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)
 法定相続人の数は、相続放棄した人がいても、その放棄がなかったものとした場合の数をいいます。また、養子がいる場合の法定相続人の数は次の通りとなります。
- (1) 実子がいる場合は、養子のうち1人までを法定相続人の数に含めます。
 - (2) 実子がない場合は、養子のうち2人までを法定相続人の数に含めます。
- ②みなし相続財産の非課税限度額
 みなし相続財産とは、生命保険金や死亡退職金などの民法上は相続財産とはならない財産を、相続税法上は相続財産とみなして相続税を課税する財産のことです。
- (1) 死亡による生命保険金の非課税限度額 500万円 × 法定相続人の数
 ※この規定は相続人でない人が取得した死亡保険金には適用されません。
 - (2) 死亡による退職金・功労金の非課税限度額 500万円 × 法定相続人の数
- ③配偶者の税額軽減 配偶者が遺産分割等により取得した相続財産が、次の金額のいずれか多い金額までは配偶者に相続税がかからないという制度です。
- (1) 1億6,000万円
 - (2) 配偶者の法定相続分相当額
- ※この制度は、相続税の申告期限までに配偶者が遺産分割等で実際に取得した財産が対象になります。(未分割財産はこの制度の対象外になります。)
- ④その他の主な税額控除
- (1) 未成年者控除 10万円 × (20歳－未成年者の年齢)
 - (2) 障害者控除 (一般障害者) 10万円 × (85歳－障害者の年齢)
 - (3) 障害者控除 (特別障害者) 20万円 × (85歳－障害者の年齢)

2. 非課税財産

- ①墓地・墓石、仏壇、仏具、祭神具などの日常礼拝している物
 (骨董的価値などの投資対象として所有している物は課税財産)
- ②宗教・慈善・学術などの公益を目的とする事業を行う一定の人が取得した財産で、その公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの
- ③心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の受給権
- ④非課税限度額までの死亡保険金
- ⑤非課税限度額までの死亡退職金
- ⑥申告期限までに国・地方公共団体・特定の公益法人・認定特定非営利活動法人に寄付した一定の財産
- ⑦申告期限までに特定公益信託の信託財産とするために支出した一定の金銭